

施設規模	補助者	補助対象施設	水害対策強化事業		耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	介護施設等の換気設備の設置事業	
			認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
			補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	
			補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）		補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等なし）	補助上限：4,000円/㎡ 補助下限：なし（ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする）	
定員30人以上の施設等	都道府県（指定都市・中核市を含む）	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○	
		② 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	—	○	—	—	○	○	○	
		③ 介護老人保健施設	—	○	—	—	○	○	○	
		④ 介護医療院	—	○	—	—	○	○	○	
		⑤ 養護老人ホーム	—	○	—	—	○	○	○	
		⑥ 有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—	—	○
		⑦ 通所介護事業所（※3）	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	○
		⑨ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑩ 老人福祉施設付設作業所（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑪ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑫ 在宅複合型施設（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—
地域密着型2・9人以下規模の施設等	市区町村（指定都市・中核市を含む）	⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○		
		⑭ 小規模ケアハウス	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○		
		⑮ 都市型軽費老人ホーム	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○		
		⑯ 小規模介護老人保健施設	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○		
		⑰ 小規模介護医療院	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○		
		⑱ 小規模養護老人ホーム	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○		
		⑲ 小規模有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—	○	
		⑳ 地域密着型通所介護事業所（※3）	—	—	—	—	—	—	—	
		㉑ 認知症対応型通所介護事業所	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—		
		㉒ ⑬以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	○	
		㉓ 認知症高齢者グループホーム	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○		
		㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○		
		㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○		
		㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—		
		㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	—	—	—	—	—	—		
		㉘ 介護予防拠点	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—		
		㉙ 地域包括支援センター	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—		
		㉚ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○		
㉛ 緊急ショートステイ	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—				
㉜ 施設内保育施設	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—				

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災通報装置は108万円/施設（300㎡未満）、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設（500㎡未満）がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要と認めた場合に限る。

※5 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

